

令和4年第1回せたな町議会臨時会 第1号

令和4年1月18日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分の承認について（令和3年度せたな町一般会計補正予算（第8号））
- 5 議案第 1号 令和3年度せたな町一般会計補正予算（第9号）
- 6 意見書案第1号 令和4年度の米政策に関する意見書

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 2番 梶田道廣君 | 3番 本多浩君 |
| 4番 橋本一夫君 | 5番 熊野主税君 |
| 6番 道高勉君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 横山一康君 | 9番 石原広務君 |
| 10番 平澤等君 | 11番 菅原義幸君 |
| 12番 真柄克紀君 | |

○欠席議員（1名）

- 1番 吉田実君

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
財政課長	佐野英也君
町民児童課長	濱口善秋君
町民児童課長補佐	中川讓君
町民児童課主幹	黒澤美知子君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君
主 事 補 大 辻 省 吾 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

吉田議員より欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和4年第1回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において、7番大湯圓郷議員、8番横山一康議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、承認第1号専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました承認第1号専決処分の承認について報告申し上げます。

本件につきましては令和3年度せたな町一般会計補正予算第8号でございます、歳入歳出

予算の総額に4,230万円を追加し、予算総額を87億9,881万6,000円としたものでございます。

その内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に必要な経費について緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年12月15日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。6ページをお開き願います。歳出から説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、21目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費4,230万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への支援策として子育て世帯への臨時特別給付金を給付することとなり、本年度の国の予備費より支出する先行給付分を先の令和3年第4回せたな町議会定例会で補正予算の議決をいただいたところであります。先行給付分、現金5万円を12月24日に支給予定で進めておりましたが、子育て世帯への支給を迅速に行うため国において残りの5万円分も合わせて現金支給することを認めることとなったため、高校生までの子供がいる世帯に対し子供1人につき10万円を一括して支給するものでございます。なお支給対象者数は846人を見込んでございます。

これに係る歳入でございますが上段でございます。財源については、全額国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金4,230万円をもって収支の均衡を図ったところであります。

説明は以上であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 承認第1号について質問いたします。質問に入る前に一言町長に申し上げておきます。昨日私の質問、せたな町の感染者数の実態について非公表だと言って答弁しませんでした。ところが今朝の北海道新聞記事には、全道の町村、これは先週と先々週という括りではありますが個別に公表なってるんです。見ましたか記事。昨日の答弁との整合性どうなりますか。もう少し述べておきますが、昨日特別委員会終わってから私改めて北海道のホームページ調べたんです。北海道のホームページの新型コロナ情報、市町村別感染状況、これには先週、先々週、先々々週3回に分けて支庁ごとに町村個別の感染実数報告してるんです。そうしますと非公表だという町長の答弁が正しいとすれば、北海道はルール違反やったんですか。これは質疑の対象ではありませんから答弁を求めませんが、議長において嚴重に調査して、しかるべき措置を行うように重ねて申し上げておきたいと思っております。

それでは質疑に入ります。このたびの専決処分については、私は疑義を持っています。それで伺いたいのは、追加5万円の措置について町村に正式に国から通達文書が入ったのは、いつなのか伺っておきたいと思います。私が得ている情報の限りでは12月14日に町長と議長の間で専決処分をする旨の合意がなされたということを16日に聞きました。その私が聞いた前日15日に既に専決処分をやってるわけです。この専決処分が先ほどの説明ですと、地方自治法第179条第1項にしたがって措置をしたんだという報告でありましたが、第1項のどの条項に該当するので専決を処分したのか。法律の内容を伺いたいと思います。

以上の2点です。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。1点目の国からの通知でございますけれども、12月15日、内閣府から事務連絡ということで通知が入っております。

それから2点目の専決処分の理由でございますけれども、地方自治法第179条第1項、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないというようなことで専決処分をさせていただきました。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 国の通達文書の写しを配付してください。直接目で見て確かめたいと思います。今、答弁は私が予想したとおり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという自治法の根拠に基づいて専決処分されたということでもあります。しかし本当に余裕がなかったんですか。私が調査した限りのことについて申し上げますと、12月20日午前10時に臨時会を開催して議決をすれば、24日の関係町民への入金は十分に間に合ったというふうに判断しております。その理由を申し上げます。これは事実経過を明確にしなければなりませんからスケジュール的に申し上げます。12月20日10時に臨時会を開催し議決をすれば、少なくとも午後1時前後までには町民児童課から財政課への手続きは可能であったと判断をいたします。そういたしますと財政課は20日午後1時から伝票処理をするわけですが、その数は約450枚、これは翌日の1時前後までには作成できるということをお願いしたいと思います。なぜできるのかといいますと、今回の場合、専決処分を15日にやって財政課が作業を始めたのは17日の午後からであります。これは金曜日ですから翌18日、翌々の19日は休日でありまして、作業は20日に跨るわけです。作業が仕上がったのは20日の3時ということになりますから、勤務実時間でトータルいたしますと10時間未満ということになります。作業は2人でやってるんです。2人で450枚の伝票を二重確認の作業を含めてやっているんです。そういたしますと20日午後1時に町民児童課から財政課へ手続されますと、急いで処理をいたしまして翌21日午後までには十分間に合う作業だというふうになります。2人の作業で間に合わないのであれば財政課は全員で6人ありますから、応援の体制をとって決して仕上げることのできない業務ではないと判断をいたします。そうなりますと出納室に伝票の提出ができるのはということになります。出納室は午後、正午あるいは午後に出してもらえれば24日の振り込みは可能ですということを出納室長は私に正式に答弁し

てるんです。今回なぜそういう措置を取らなかったのか聞きましたら、行政側から協議がなかったというんです。どういう意味かと言いますと、通常振り込みの4日前までに伝票を出してくれという取り決めになってるということでもあります。したがって今回は20日の昼までに伝票を出さなければ、出納室としては24日の振り込みに間に合わないという慣例になっているのであります。その慣例は絶対、全く曲げられないのかということ率直に室長に聞きました。結論から申し上げますがいいえと、協議をしてくれれば応じますという答弁してるんです。協議した結果、緊急のつひきならない非常事態であるならば対応可能かと言いましたら、3日前までなら可能です。3日前のいつだと言ったら昼です。昼1分も遅れたらダメなのかと言ったら、そこは事前に言ってくれば弾力的に対応するという会話を実は昨日してるんですよ私は。出納室長には明日の議会で出すけれども、私と今あなたが交換した意見の内容をひっくり返すことはないですねと。それはいたしませんと。もっとも庁舎内で放送かかってますから今私がこういう質疑をしてるということは、リアルタイムで出納室長も聞いてると思うんです。その結果、21日の昼過ぎであっても対応は可能ですという答弁もらってるんです。これはタベ副町長にも電話で話をしてあります。ここで抜き打ち的に出している話ではありません。それから取扱金融機関にも私は照会して来ました。取扱金融機関はどういう扱いになるんだと聞きましたら、最悪、前日までに振込手続をしてくれればそれは可能ですと。電算処理ですから件数にかかわらず通常の業務でも、児童手当の一覧表に基づく振り込み作業をやってるわけです。その手当の金額を変えれば事実上、実務はクリアできるわけですから金融機関としては、最悪、前日までに手続を取ってくれば翌日の振り込みは可能ですと言うんです。つまり23日に手続を取れば可能だと、こういうことなんです。そういう経過なんです。そういたしますと20日の10時に臨時会を開催しさえすれば、専決処分をせずに済んだと私は判断してるわけです。もう少し続けますが、じゃ20日の10時になぜ招集しなかったんだと副町長に聞きましたら、実は町長と建設水道課が事務打合せで相当本数の多い案件を抱えていたのでそれはダメでしたというこういう答弁なんです。だから私、副町長に言ったんですよ。庁舎内部の事務打合せを、議決を取るということより優先させるんですかと。これは議会軽視じゃないですかということも申し上げました。町長に申し上げますが、町長自身どういう責任を感じるんですか今回の専決処分を行ったことについて。クラスター問題についても違法だということ私を指摘して、議案も出さずに議会を開いてる真っ最中に専決処分するんだっていう宣告やって、究極の禁じ手やったわけじゃありませんか。議会が議案の提出を拒否したっていうけれども、拒否した事の証拠を上げることができなかったんです。それは当時の真柄産業教育常任委員長の発言です。こっぴみじんに打ち砕かれたではありませんか。町長は調査中だから議案を提出しないということで、私たちも常任委員会開かなかったと。政治生命にかけて断言しますというのが当時の真柄産業教育常任委員長の昨年時点での発言です。つまり違法な行為をやったということを白日の下にさらけ出されたわけでありまして。そういう経験を持っている中で、またそれを重ねて地方自治法の要件を満たさない専決処分をなされた。町長これどうしますか。私は担当課のために一言申し上げておきますが、担当課が24日に該当町民に10万円を届け

るために死に物狂いになって作業したということについては高く評価をしたいと思います。それは町民に届けるという1点での評価であります。しかしそれは専決処分によらなければ実現できなかったということになれば、今申し上げましたように可能であったというふうに判断するわけです。町長に自ら専決処分を行った政治判断について見解を伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の専決処分につきましては、事務方からそうでなければ間に合わないということがございました。そういうことで専決処分をさせていただいたところがございます。詳しい話は副町長のほうからさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 副町長からは話を聞いているからいいです。町長の考え方を聞きたいと言ってるんです。私は事務方は、先ほど言いましたように町民に24日に届けるために早期の処置を求めた。だから専決処分をやったんだという答弁を副町長は私にしてるわけです。20日でも無理だったんだと。出納室の窓口のほうからは4日前までに伝票出してくれてって言われてるから不可能なんですよと。20日の10時の議決では。ところが先ほど言いましたように出納室は絶対ダメだと言っていないんです。ルールで4日前だと言ってることであって、協議をしていただければ対応しますと。その中身を詰めてみたら21日の昼まででも大丈夫だと、12時きっちりだけでなく大丈夫だという答弁もらってるわけですから、明らかに副町長の判断間違いだったわけです。それは昨日、副町長にダメ押しをしています。それで町長は私の質問に答えてないんです。専決処分をやったことに対する政治的責任を地方自治法との関連でどういうふうに感じておられるか。この点について答えていないんです。もう一遍重ねて聞いても多分答えないと思いますから、それは後日、改めてやりたいと思います。

最後にもう一言だけ質問しておきます。20日の10時からの臨時会が建設水道課との打合せのためにどうしても開けなかったと。私はそんなことはないと思いますけれども。それが100歩譲って万やむを得ない判断だとしても私はもっと方法あったと思います。17日の午前中に、つまり遡るその前の週の金曜日、12月17日の10時に臨時会を招集すればよかったんじゃないじゃありませんか。それを申し上げますと、実は町長出張だったんですという答弁するんですよ副町長は。待ってくださいよと。12月の行事予定表には17日には町長、在庁することになってるんじゃないかと言いましたら、いや急遽用事入ることになって16、17日は出張なんですと。出張が継続したんです。町長はおりませんって言うんです。だから17日の臨時会の招集は無理だったと、こういう答弁なんです。町長そこが問題なんです。議決を得る大事な仕事は町長固有の責任なんです。議決機関の議決を得ることと、予定外の急遽の出張と、どちらを秤に掛けるかという問題なんです。町長はそこにせたなの議事を軽んずる判断が、仮にですよ万が一あったとすれば、これはいかがなものかと申し上げざるを得ないんです。万やむを得ず議会招集するより優先させるだけの出張であったということならば、それも譲歩しますよ。それじゃ副町長が対応してもいいんじゃないじゃありませんか。そういう方法まで考えましたか。こう言いますと副町長が議会答弁なんてできるのかという疑問を持たれる方もいらっしゃると思う

んです。それは自治法上可能なんです。副町長ですから町長に事故あるときに職務を代理できるんです。自治法上の権限があるんです。近い例を出しておきますが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染の問題で北海道新聞江差支局長との接触があったために、江差の町長と上ノ国の町長は濃厚接触者になったということで自宅待機になりました。上ノ国の町長は自宅待機してる間に臨時会開いてるんです。これは副町長対応してるんです。自治法上可能なんです。そういたしますと24日にどうしても町民に給付したいんだという町民児童課の熱い思いを理事者が受け止めるとするならば、そういう措置まで踏み込んで議決を正確にうる万全な努力をするという態度こそが私は必要ではなかったのかと思うんです。町長が違うとおっしゃるのであれば、これは徹底的な論争を私は今後したいと思っておりますけれども、多分そうではないのではないかなというふうに思っています。私の責任について申し上げておきますと、実は12月16日に議長に副議長として協議を申し上げたいという申入れをしておきました。ということは国会情勢から見て5万円の現金支給、5万円のクーポンですね。これがすごく評判悪くて結局国のほうは10万円給付でいいという歩み寄りをする状況でありましたから、さて我が町はどうかと思って、それで15日の夜に議長に電話で申し入れをして16日に協議しましたら、いや実はもう町長と協議終わってて専決処分です承したんだと言うんです。しかも前の日の15日には専決処分終わりましたって言うんです。私が議長に申入れたこと全部空振りです。そういう経過なんです。それで議長はしょうがないんだと、暇が無いからダメなんだって言うから私は調べたんです。17日に渡島信金にあたりました。先ほど来の答弁なんです。それから夕方4時半過ぎから副町長と接触し、その上で担当課も呼んで確認をしたと。昨日は出納室長と確認し、財政当局とも詰めております。その結果、町長も悪意があつてやったんじゃないと思います。私はそこは理解しておりますが、急いで24日に間に合わせたいがために、担当課の申入れを受けて12月15日に専決処分なさったということなんでしょうけれども、冷静に振り返ってみて平成29年から我が町では議会と執行者が専決処分の是非を巡って重大な論争をしているという状況の中では慎重であるべきだったというふうに思いますが町長どうですか。くどい話はいいから、そうだと思うか思わないか、単純明快にご答弁していただけますか。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご意見はよく拝聴させていただきました。結論から申し上げますと、私としては179条第1項に従って専決処分をさせていただいたと。全く悪意はございません。これは間に合わないという事務方の申入れによって行ったところでございます。関係町民の皆さんには、大変このことで喜んでいただいたということについても、申し添えたいと思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございますか。

本多議員。

○3番（本多 浩君） 1点だけ気になることがありましたので申し上げたいと思います。承

認第1号に対して冒頭副町長が提案説明をしました。私は専決処分というのは、町長に与えられた権利であり、権限であります。それを行使するのであれば、町長自らが冒頭の説明をすべきだと私はそう考えておりますが、町長ご自身どうお考えでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議会にお諮りするこうした議案、承認案件もそうでありますが、全て私が提出しているものでございます。これはこれまで同様に説明については、これまでも副町長からさせていただいているところでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

本多議員。

○3番（本多 浩君） よくわかりました。専決処分というのは、そうそう何回もある機会じゃありません。ですからもし高橋町長が今後、専決処分をすべき時には、やはりそういった自らがやっぱり提案し、説明するという姿勢を今後取っていただきたいとお願いしておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 専決処分の今回の件でございますけれども、やはり179条の第1項の中に3つがあるわけですが、その中で、本来議会が議決すべき事件を町長の判断、招集する時間的余裕がないことが明らかであるということが認める時ということで、これは自治法も平成18年に改正になって、このような条項になったわけです。私は今の質疑の中でいろいろ時間的なものの中で事実を聞かせていただきましたけれども、確かにそういった明らかに開く暇がなかったんだということになりますと、やはりちょっと疑問があるのかと思うものはあるんですけど、そこは町長が職員から聞いて時間がないということ、これも町長としては、そのような判断したのかなと。これは国からの通達があったということで、町長もおそらくそういう専決処分についてするかどうかという判断、議長とも相談されたということですから、そこは謙虚にそういう判断の中で、そして町民の福利向上ということで、これによって大変厳しい保護者に対しての対応策について、国も挙げて、そして町も挙げてということから良心的な配慮の中で判断されたのかということで、私は、最終的には町長の判断ですけども、しかしながら専決処分というのは、もう少しいろいろな角度からの判断の中でそれを最終決定するものだ。町長の自由裁量ではなくて法規的にきちっとした客観的な理由づけと言いますか、そういうものも加味した中での判断が必要でないかと私は思うわけでございます。今回については、私は町長はいろいろ今言ったようなこともあったかもわかりませんが、これは町民の福利向上ということで大局から判断したものだということで私は思っておりますが、その辺についてどんなふう考えてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 時間的な余裕がなかったか、あったかという関係ですが、これは私としてはなかったと。いろいろ間に合わないのかということも聞かせていただきましたが、間に

合わないということでしたので、そういうことで議長とも相談させていただいて処分をさせてもらったということでございます。決して軽はずみに専決処分したということではございません。

ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了します。

これより討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 承認第1号専決処分の承認について反対をいたします。町長の答弁は誠意を持って答弁したのではないと考えます。私の質問に対して、政治判断の内容を伺ったのに、悪意はないというレベルのすり替え答弁であります。それから事務方の申し入れに従ったということでありまして、議決をうる可能性について厳密に詰めたことに対する責任回避を事務方のほうにすると、これとんでもない話です。それからとどのつまりは、議長と相談したんだと。議長のほうにも責任丸投げです。町長としての責任も主体性もないと。申し上げておりますように24日に町民に届けること自体は誠に評価されるべきことではありますが、そのことをもって地方自治法179条1項にいう議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、に違反するのに専決処分を行うということは、これは認められないということをお願いしておきたいと思うんです。町長に最後、指摘しておきますが、物事安易なんですよ、やってることが。全部自分の都合よく法律解釈して悪意がないんだから、善意でやったんだからいいだろう、私はそう思うんだと。正確な政治的な議論、あるいは法律的な論議にならないんです。これは改めていただきたいとします。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論を求めます。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 私は、ただいま上程された専決処分承認について賛成の立場で討論いたします。令和3年度せたな町一般会計補正予算（第8号）4,230万は、国の政策である子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金であります。12月24日給付実行に向けた専決処分は、対象である子育て世帯の年末の需要に即応するための措置であり妥当と理解いたします。また先ほど説明のあった地方自治法第179条第1項の議会を招集する時間的余裕がなかったことは理解できるものがあります。なお今後においても、専決処分執行の際は、諸般の状況十分を勘案した上で慎重なる判断を求めるものでございます。

以上申し上げます賛成討論といたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ありますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければ、これより本件について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を願います。

(起立する者あり)

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第1号令和3年度せたな町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億8,713万9,000円を追加し、補正後の予算総額を89億8,595万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。歳出から説明いたします。議案書10ページでございます。目の新設でございます。2款総務費、1項総務管理費、22目非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費1億8,713万9,000円の追加をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けることができるように、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の現金を給付するものでございます。3節職員手当等81万円から12節委託料88万円までの513万9,000円の追加につきましては、職員の時間外勤務手当や封筒の印刷、郵送料、給付金の支給に伴うシステム改修などの事務経費でございます。18節負担金補助及び交付金住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億8,200万円の追加につきましては、基準日となる令和3年12月10日時点において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯を給付対象に1,700世帯分、1億7,000万円、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯を給付対象に120世帯分、1,200万円を見込んでおります。

これに係る歳入でございますが上段でございます。財源については、全額国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億8,713万9,000円をもって収支の均衡を図っ

たところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、意見書案第1号令和4年度の米政策に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 令和4年度米政策に関する意見書の提案理由を申し上げます。

令和4年度農林水産予算に係る米政策については、主食用米の自給安定に向け相当程度の作付転換が予定されております。しかし今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を受けることが懸念されます。このことについて、地域農業振興や生産現場の意見を踏まえ十分かつ慎重な検討を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 賛成討論を行います。現在、政府で進めている水田活用の直接支払交付金の見直し作業の内容は、①麦、大豆、飼料用作物、10アール3.5万円の交付金を今

後5年間に水張りができない農地は交付対象外とする。②収穫のみを行う牧草の単価について、現行10アール3.5万円を1万円にする。③飼料用米など10アール1万2,000円の複数年契約加算を廃止する。ただし令和2年度と3年度契約分は6,000万円に減額するという方向で進められております。これに対し農業者から来年度の営農計画が立てられない。田畑輪換は水はけの関係から容易にできるものではない。交付金が縮小されれば離農者が増え、農業が崩壊しかねないなど深刻な声が出されております。長期に渡る規模拡大とコスト削減政策の推進に加え、コロナ禍の中で農業者の自己責任による転作を強制するなどの自民党政権の農業政策を批判するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しにあたっては、現場の声に耳を傾けることを強く求めるものであります。

最後に、歯止めのない輸入自由化と大規模化による家族経営の切捨てを止めて、持続可能な米生産と命、食料、農業を大事にする政治の実現を願って意見書案第1号の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして今臨時会に附議された案件の審議は終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって令和4年第1回せたな町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月28日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 横 山 一 康